

久喜宮代衛生組合議会

平成30年3月第2回定例会議案

議 案 目 録

議案第3号	平成29年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第3号)について	1
議案第4号	平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	2
議案第5号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第6号	久喜宮代衛生組合個人情報保護条例及び久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例	4
議案第7号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	6
議案第8号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	7

議案第3号

平成29年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

議案第4号

平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

議案第5号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年衛生組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

勤勉手当の支給に関する規定を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜宮代衛生組合個人情報保護条例及び久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

(久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部改正)

第1条 久喜宮代衛生組合個人情報保護条例(平成14年衛生組合条例第10号)の一部を次のように改正する

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められるものを除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の

不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

第6条中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

(久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部改正)

第2条 久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年衛生組合条例第9号）の一部を次のように改正する

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年衛生組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

(久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

3 久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年衛生組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第8号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成30年3月13日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

埼玉縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉縣市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

